

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

香川県規則第70号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電子情報処理組織による届出等)</p> <p>第13条 条例第7条の規定による届出又は高松港、丸亀港、多度津港若しくは詫間港に係る条例第8条第2項の規定による許可の申請については、当該届出に係る書類又は第8条第1項各号（第1号、第6号及び第8号を除く。）に規定する書面の提出に代えて、港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の2第6項第1号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p><u>2 前項の規定により届出又は申請を行う場合については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第3条第3項及び第4条第3項の規定を準用する。</u></p>	<p>(電子情報処理組織による届出等)</p> <p>第13条 条例第7条の規定による届出又は高松港に係る条例第8条第2項の規定による許可の申請については、当該届出に係る書類又は第8条第1項各号（第1号、第6号及び第8号を除く。）に規定する書面の提出に代えて、港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の2第6項第1号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p><u>2 前項の規定により行われた届出又は申請は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により行われた届出又は申請に対して同項の電子情報処理組織を使用して行う通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。